

## 第23号議案

加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

加東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市介護保険条例の一部を改正する条例

加東市介護保険条例（平成18年加東市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「35,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「49,500円」を「53,100円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「63,700円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「70,800円」に改め、同項第6号中「79,200円」を「84,900円」に改め、同項第7号中「85,800円」を「92,000円」に改め、同項第8号中「99,000円」を「106,200円」に改め、同項第9号中「112,200円」を「120,300円」に改め、同項第10号中「125,400円」を「134,500円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,700円」を「31,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の加東市介護保険条例第5条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平

成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 第23号議案 要旨

### 加東市介護保険条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）の公布により、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）の一部が改正されることに伴い、介護保険料に係る基準所得金額の改正を行うもの及び介護保険法（平成9年法律第9号）第129条第3項の規定に基づき、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つために、介護保険料の改正を行うものである。また、第1段階に区分される第1号被保険者の基準額に介護保険法施行令（平成10年政令第412号）で定める軽減割合を乗じることで、第1段階に区分される第1号被保険者（市町村民税非課税世帯のうち、特に所得が低い高齢者）の保険料負担の軽減を図る。

#### 2 改正内容

##### (1) 基準所得金額を改めること。（第5条関係）

ア 対象者を決める保険料段階の第7段階と第8段階を区分する基準所得金額を「190万円」から「200万円」に、第8段階と第9段階を区分する基準所得金額を「290万円」から「300万円」に改める。

##### (2) 介護保険料を改めること。（第5条関係）

ア 第7期（平成30年度から平成32年度まで）介護保険料基準額を「年額66,000円（月額5,500円）」から「年額70,800円（月額5,900円）」に改め、第1号被保険者の前年の合計所得金額等により保険料を次の表のとおり定める。

イ 平成30年度から平成32年度までの第1段階に区分される第1号被保険者（市町村民税非課税世帯のうち、特に所得が低い高齢者）の保険料を31,800円とする。

保険料段階	対象者	構成比（％）	基準額に対する割合	年額保険料（円）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	14.0	0.50	35,400
			公費負担による軽減後は 0.45	公費負担による軽減後は 31,800

第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	7.2	0.75	53,100
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円超の方	6.4	0.75	53,100
第4段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	15.0	0.90	63,700
第5段階	・世帯員のいずれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、第4段階以外の方	17.9	1.00	70,800
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	16.7	1.20	84,900
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	12.1	1.30	92,000
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	5.6	1.50	106,200
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	3.1	1.70	120,300
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	2.0	1.90	134,500
合計	—	100.0	—	—

### 3 市民負担への影響

基準額となる第5段階の年額保険料が4,800円（月額400円）の増となることに伴い、全ての方の年額保険料は増額となる。なお、第6期同様、国の定める9段階を細分化し、第10段階を設け、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設定することで全体の負担額を抑えることとなっている。

また、第1段階の保険料基準額に対する割合を0.05引き下げることにより、第1段階に区分される第1号被保険者の年額保険料負担は、3,600円軽減される。

### 4 市財政への影響

介護サービス給付費等の増加により、保険料収納必要額は約2,264,032千円で、約266,557千円の増加が見込まれる。一方、65歳以上の方の人数が増加すること及び保険料基準額の引き上げにより、保険料収納額が増加することで、介護保険事業特別会計の収支の均衡は保たれる。

また、第1段階に区分される第1号被保険者にかかる軽減補助金額は、3年間で総額約15,728千円、うち市の負担分は約3,932千円と見込んでいる。

5 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>79,200円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>85,800円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>99,000円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>112,200円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>125,400円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における</u> 保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,700円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>84,900円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>92,000円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>106,200円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>120,300円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>134,500円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。</p>

- 3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、190万円とする。
- 4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、290万円とする。
- 5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、500万円とする。
- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

- 3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、200万円とする。
- 4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、300万円とする。
- 5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、500万円とする。
- 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,800円とする。